

2023年8月4日
勤労者退職金共済機構

退職金の支払額誤り(過少払い)について

この度、当機構で運営しております中小企業退職金共済制度における退職金の支払いについて、退職金支払いに係るシステム上の不具合に起因して、お客様にお支払いした退職金の額に誤りのあることが判明しました。

対象となるお客様および関係者の皆様には、多大なるご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

1 影響

お客様 47 人分、過少払合計額 359,655 円
(最高額 66,974 円、最低額 175 円)

2 原因

平成 14 年の中小企業退職金共済法改正時のシステム改修の際に誤りがあったものです。限定的なケース（別紙参照）に適用されるプログラム部分であったため、改修時のテストによって発見されなかったものと考えられます。

3 対応

- (1) 誤りのあったシステムのプログラムは、すでに修正を終えており、今後退職金をお支払いするお客様に影響はございません。
- (2) 現在、対象となるお客様 47 人の方に対し、当機構からご連絡し、事情をご説明してお詫びすると共に、過少払いとなった差額分をお支払するための手続きを進めております。

4 再発防止対策

当機構では、今回の事象を踏まえ、以下の再発防止対策を徹底してまいります。

- (1) システム改修時のチェック体制強化
 - システム改修する際は、必ず複数人において実際のプログラムと詳細設計書の比較確認を行う。
- (2) テストの内容改善
 - テストパターンの網羅性を確保するため、条件漏れがないかを複数人で多角的に確認する。

以上

(別紙)

過少払いとなるケースの条件

今回判明したシステム上の不具合によって退職金額が本来の金額よりも少なくなるのは、下記の条件をすべて満たした場合となります。

- ①退職又は解約が平成14年11月以降であること
- ②過去勤務期間通算制度を利用していること
- ③過去勤務期間の開始が平成8年4月から平成11年3月の間であること
- ④加入後の掛金に未納の期間があり過去勤務掛金の納付が停止されていること
- ⑤平成8年4月から平成14年10月の掛金納付月数の合計が60月未満であること